

東御市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、市が設置する防犯カメラの設置及び運用について、東御市個人情報保護条例（平成16年東御市条例第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防及び公共の安全の確保を目的として、特定の場所に継続的に設置する画像撮影装置で、画像記録の機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影、表示又は記録されたものであって、特定の個人を識別することができるものをいう。

(運用責任者)

第3条 防犯カメラ及び画像の適切な運用のため、防犯カメラごとに運用責任者を置く。

2 運用責任者は、防犯カメラを管理運営している主管部長がこれにあたるものとする。

3 運用責任者は、防犯カメラ、画像表示等を適正に維持管理し、画像の漏えい、滅失又は損傷の防止、その他管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(画像の利用及び提供の範囲)

第4条 運用責任者は、防犯カメラの設置目的以外の目的に画像を利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき
- (2) 捜査機関等から犯罪や事故等の捜査目的による要請を受けたとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全の確保、その他公共の利益のために緊急の必要性があるとき
- (4) 市長が施設等の管理上、必要と認めるとき

(防犯カメラの設置に関する措置)

第5条 運用責任者は、防犯カメラの設置及び運用にあたっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置場所の選定にあたっては、犯罪の防止に効果的な設置に努めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影個所及び撮影区域を、防犯及び安全確保上必要最小限の範囲とし、個人のプライバシーを侵害することのないよう十分留意すること。
- (2) 撮影区域の見やすい場所に、防犯カメラが作動している旨の掲示をすること。

(画像の管理に関する措置)

第6条 運用責任者は、画像の管理にあたっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 撮影時の状態のまま管理することとし、加工等をしないこと。
- (2) 撮影した日から起算して1か月を経過したときは、消去するものとする。ただし、法令等に基づく場合、捜査機関等からの要請等の場合及び防犯カメラの性能上これによることができない場合は、この限りでない。
- (3) 第2条第1号の画像表示装置は来庁者等の目に触れない場所に設置するなど、適正に管理するものとする。

(4) 第2条第1号の画像記録装置は、施錠のできる部屋等に保管する等、画像の盗難及び散逸の防止を図ること。

(指定管理施設の措置)

第7条 運用責任者は、必要があると認めるときは、指定管理施設における防犯カメラの運用に関する事務の全部又は一部を当該指定管理施設に係る指定管理者に行わせることができる。

2 運用責任者は、前項の規定により、指定管理施設における防犯カメラの運用に関する事務の全部または一部を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に関し十分な措置を講じるよう求めるとともに、このガイドラインに規定する事項を当該指定管理者に遵守させなければならない。

(苦情等への対応)

第8条 運用責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する苦情又は問い合わせを受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第9条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。